

工事現場における熱中症対策の強化について

令和 7 年 4 月 1 5 日に労働安全衛生法第 2 7 条第 1 項の規定に基づく労働安全衛生規則の一部が改正され、同年 6 月 1 日から施行されることとなりました。（令和 7 年厚生労働省令第 5 7 号。以下「改正省令」という。）

改正省令は、規則第 6 1 2 条の 2（熱中症を生ずるおそれのある作業）が新たに設けられ、事業者は熱中症の重篤化を防止する「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられることとなります。その改正の趣旨、内容等については、令和 7 年 5 月 2 0 日付け基発 0520 第 6 号の施行通達により定められているので確認してください。

契約済み工事を含め、原則、すべての工事を対象とします。ただし、明らかに W B G T が 2 8 度以上又は気温が 3 1 度以上とならない期間での作業を行う工事においては対象外とすることができます。

工事現場における対策の強化等については、以下のとおりとしますので、適切に対応してください。

【体制整備】

- ・熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症の疑いがある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を工事現場ごとに整備すること。

【手順作成】

- ・工事現場においては、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成を行うこと。

【施工計画書への記載】

- ・「（ 8 ）緊急時の体制及び対応」に熱中症における緊急連絡体制を別途記載すること。
- ・「（ 1 1 ）現場作業環境の整備」に対策の具体的な実施内容・実施期間を記載すること。

【関係者への周知】

- ・熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の体制及び手順等を周知すること。
- ・緊急連絡体制を工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに周知すること。